



目次

児童憲章
 児童福祉法
 子どもの権利条約
 全国保育士会倫理綱領
 (一社) 滋賀県保育協議会
 保育士 / 保育教諭部会とは
 滋賀県保育協議会・保育士 / 保育教諭部会の主な歴史

保育の理念

1. 保育者の心得
 - (1) 基本的な姿勢
 - (2) 保育者の責務

*チェックリスト
2. 保育所・幼保連携型認定こども園の社会的責任
 - (1) 子どもの人権尊重
 - (2) 地域交流と説明責任
 - (3) 個人情報保護と苦情解決
3. 保育について
 - (1) 保育計画の作成
 - (2) 記録と見直し・改善
 - (3) 保育の環境
 - (4) 園児の一日
 - (5) 研修
 - (6) 会議
4. 健康及び安全への配慮
 - (1) 健康管理
 - *主な感染症一覧
 - (2) 安全対策・応急処置
 - *災害時等 持ち出し品・備蓄品
 - (3) 食育
5. 子育て支援
 - (1) 入所児童の保護者に対する支援
 - (2) 地域の保護者等に対する支援
6. 子どもの虐待への対応
 - (1) 虐待の4パターンとその影響
 - (2) 子ども虐待早期発見チェックリスト
 - (3) 記録を残すポイント

*相談窓口・子ども家庭相談センター



全国保育士会会員バッジ
 保育所保育指針
 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
 うた
 「湖の子」
 「私たちがいるんです」

児童憲章

制定日：昭和26年5月5日
 制定者：児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけられる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

3. 保育について

(1) 保育計画の作成

子どもが発達に必要な経験を積み重ねていくことができる環境を計画的に構成し、子どもの心身の状況により適切な援助をすることが大切です。子どもの生きる力、伸びようとする力が発揮され、心身ともに健やかに育つためには、一人一人の育ちを見通し、発達過程を押さえて保育を組み立てていくこと、すなわち計画的な保育が必要です。

① 全体的な計画の作成

- 各保育所（園）の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しましょう。
- 地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に編成しましょう。
- 子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、創意工夫して保育できるよう編成しましょう。

② 指導計画の作成

（保育所保育指針第1章・幼保連携型認定こども園教育保育要領第1章を参照）

- 全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しましょう。



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

（保育所保育指針第1章・幼保連携型認定こども園教育保育要領第1章を参照）

ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、到達目標ではありません。保育者等が指導を行う際に考慮するものです。



③ 取り組み方

- 一人一人の子どもの、心身の発達や子どもの実態に即して、ねらいと内容を適切に組み込んでいきましょう。
- 子どもの生活のふさわしい具体的なねらいと内容を設定し、適切な環境を構成することにより、活動（遊び）展開できるようにしましょう。
- 環境は、子どもの生活する姿や発想などを大切にしながら、ねらいを達成することができるように構成しましょう。子どもが望ましい方向に向かって主体的に活動（遊び）が展開できるように必要な援助をしていきましょう。
- 長期的な指導計画は、年齢、保育年数の違いなどを配慮しながら、季節や地域の行事などを組み込んで、子どもの生活に変化と潤いを与えるように考えましょう。
- 週・日案等短期の指導計画は年・期・月間等の長期の計画の具体化であることはもちろんですが、その時期の子どもの実態